

議案第24号

大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

大田原市子ども医療費助成に関する条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「の各号」を削り、同条第5項中「附加給付」を「付加給付」に改める。

第4条第1項中「15歳」を「18歳」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。